

後期高齢者窓口負担割合に係る議論について

R2. 11. 6

北海道後期高齢者医療広域連合

1 全世代型社会保障検討会議（R1.9 設置）における議論

(1) 検討会議の趣旨

- ・少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生100年時代の到来を見据えながら、高齢者、子供たち、子育て世代、現役世代まで広く安心を支えていくため、社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討する。

(2) 中間報告（R1.12.19）～後期高齢者窓口負担割合について～

- ・高齢者の体力や運動能力は若返っており、高い就業意欲の下、高齢期の就労が大きく拡大
- ・2022年にかけて、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定。

→社会保障審議会においても検討を開始する。遅くとも団塊の世代が75歳以上の高齢者入りする2022年度初めまでに改革を実施できるよう最終報告を取りまとめた上で、同審議会の審議を経て、来年夏までに成案を得て、速やかに必要な法制上の措置を講ずる。

後期高齢者（現役並み所得者は除く）であつても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする。

その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な施行時期、2割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め適切な配慮について検討を行う。

(3) 第2次中間報告（R2.6.25）～後期高齢者医療制度を含む医療全般について

- ・（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い審議を一時中断した）状況を踏まえ、最終報告を本年末に延期することとした。
- ・（後期高齢者窓口負担割合を含む）医療については、昨年12月の中間報告で示された方向性や進め方に沿って、さらに検討を進め、本年末の最終報告において取りまとめる。

2 社会保障審議会医療保険部会における議論

(1) 検討にあたっての考え方等

- ・2022年にかけて団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する必要がある。
- ・世界に冠たる我が国の社会保障制度を将来世代に着実に受け継いでいくためには、制度の持続可能性が重要である。このため、改革全般を通じて、自助・共助・公助の適切な役割分担を見直しつつ、大きなリスクに備えるという社会保険制度の重要な役割も踏まえ、年齢ではなく負担能力に応じた負担という視点を徹底していく必要がある。

- ・こうした観点から、全世代型社会保障検討会議中間報告の方向性にに基づき検討を進める。

(2) これまでの意見を踏まえた論点等

- ・現役世代と比較した高齢者の受診の特性、所得の分布状況などを踏まえて、具体的な施行時期、2割負担の具体的な所得基準、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め適切な配慮について検討を行うことが必要ではないか。等

(3) 部会におけるこれまでの議論（厚生労働省事務局とりまとめ）

- ・一定所得以上の方を2割負担とする旨記載されたことは一步前進。対象者をどの程度まで絞るかによっては、制度の持続性を高める効果が限定的になることが懸念される。
- ・2割負担の対象範囲については、現役世代の負担軽減が目に見えるような形になるように設定すべきであり、複数のパターンを示すとともに、それぞれの対象人数や医療保険財政に与える影響等も明らかにすべき。
- ・2割負担の対象の線引きは、住民税非課税世帯はともかく、対象を極力広げるような考え方でお願いしたい。
- ・負担能力のある人が負担をしながら全体の社会保障制度を支えるというのが基本。そうした理解の中で、そうしなければ日本の医療制度は本当に財政的にもたなくなるということを強く感じており、窓口負担が2割となることを受け入れようという方々もおられる。
- ・新たに所得区分を設定すると制度がより複雑化してしまうことや、低所得者に配慮して既に高額療養費制度が講じられていることなどを踏まえれば、後期高齢者の自己負担割合は、原則として2割とすることが必要ではないかと思う。
- ・75歳以上の方々にに関して、応能負担の議論は重要だと心得ているが、より慎重に丁寧に行っていたいただきたい。
- ・現在1割の方は2割になったら、医療費の負担が2倍になることから、慎重な議論が必要。
- ・2割負担に伴う受診抑制により、結果として重症化につながると、逆に医療費、介護の費用を増幅させることにつながる。
- ・86万円の平均所得の人たちに2割負担というのは、かなりの人達が医療から遠ざけられる。そのため、窓口負担のところで応能負担という議論は社会保障の検討ということではふさわしくないのではないか。
- ・具体的な所得基準を検討するにあたっては、事務局で慎重にいろんなシミュレーションをしながら、分析、検討して可能性の案をつくっていただく必要がある。細部にまで気をつけて丁寧なルールになっていくべき。
- ・所得の状況のばらつきや可処分所得など、生活実態の調査等を丁寧に議論していくことが必要。
- ・2割負担を導入しても、高額療養費制度には自己負担の限度額があるため、必ずしも自己負担額が2倍にならないことを明確にし、正しい理解を得られるような形で議論を進めて欲しい。